

衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 24 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出第 56 号）

- ・上川法務大臣、小野田法務大臣政務官、鈴木外務大臣政務官、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）高井崇志君（国民）、階猛君（立民）、寺田学君（立民）、屋良朝博君（立民）、山花郁夫君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

高井崇志君（国民）

（1） 選択的夫婦別氏制度

- ア 選択的夫婦別氏制度について法務省が把握している賛成及び反対意見
- イ 同制度の導入は、家族のきずなや子供の成長に悪影響をもたらすとする反対意見に対する法務大臣の見解
- ウ 同制度を導入した場合、戸籍制度の廃止又は抜本的な改正が必要になるとの意見に対する法務省の見解
- エ 国民的関心が高まっている中、当委員会において参考人から意見を聴取するなど集中審議を行う必要性
- オ 法務省が同制度の導入のための国民的な議論を喚起していくべきとの考えに対する法務大臣の見解

（2） 憲法第 53 条後段に基づく臨時会の召集要求

- ア 憲法第 53 条後段に基づき召集要求がなされたにもかかわらず、当時の政権がその後 3 か月を超えて臨時会を召集しなかったことについて、これは、合理的な期間とはいえず、明らかに違憲であるとの元内閣法制局長官の考えに対する内閣法制局長官の見解
- イ 一般論として、憲法第 53 条に基づく臨時会の召集要求後 3 か月を超えて臨時会を召集しなかったのは憲法違反であるとの考えに対する内閣法制局長官の見解

（3） 検察官の勤務延長に関する解釈変更

- ア 内閣法制局の審査の際の法律解釈の後、同局との相談を行うことなくそれと全く異なる解釈を各省庁自身が行うことの是非
- イ 各省庁が国民生活に大きな影響のある法律解釈の変更を行ったとしても、各省庁から相談を受けるまでは内閣法制局はいかなる判断もできないとすることに対する内閣法制局長官の見解
- ウ 3 月 17 日の当委員会で、検察官の勤務延長に関する解釈変更の周知を行わない理由について法務大臣が答弁の中で述べた「国民生活等への直接の影響の有無」の「等」の意味
- エ 検察官の勤務延長が国民の権利義務に影響しないと判断した理由等及び検察官の勤務延長に関する解釈変更を国民に周知しなくてもよいとする理由についての法務省の見解
- オ 三権分立を否定するような解釈変更が国民に周知もせずに行われることがあってはならないとの考えに対する法務省の見解

（4） 外資による森林取得

- ア 3 月 19 日の当委員会での吉原参考人の意見を踏まえた、必要な規制を設けた上で、経済活動の自由を認めるべきであるが、今の日本にはその必要な規制がないとの考えに対する法務大臣の見解
- イ 平成 22 年以降、林野庁が調査をしている外資が日本の森林を取得する主な理由
- ウ 外資が取得した森林のうち、取得後管理されずに放置されている森林の割合及び放置をしている所有者の国籍

- エ 森林取得の事後の届出義務を事前の届出義務にすべきとの考えに対する林野庁の見解
- オ 所有者不明土地を増やさないためにも、諸外国の法規制を参考とした外資による土地買収を規制する法制度を整備する必要性

階猛君（立民）

- (1) 法の支配を守るべき法務大臣の職にあった河井克行氏が、公判で自身の公職選挙法違反を大筋で認めたことについての法務大臣の所感
- (2) 法の支配を守るべき法務大臣として、所管法令の解釈について簡潔明瞭に本委員会で答弁することを約束する必要性
- (3) 河井案里氏らの公職選挙法違反事件における被買収者の処分
 - ア 3月17日の当委員会での法務大臣の答弁が、個別指揮権に関する検察庁法第14条ただし書を念頭に置いたものであるのか否かの確認
 - イ 上記アの答弁が一般的指揮権に関する同条本文についての答弁であり、ただし書についてのものではないことの確認
 - ウ 条文上、一般的指揮権を行使できる場合
 - エ 条文に明記されていないにもかかわらず、検察の活動に重大な影響を与えかねないために指揮権の発動を控えるという趣旨の上記アの答弁はどのような法解釈により導かれたものなのかについての法務大臣の見解
 - オ 国民の主権を脅かすような事案については、検察に適切な対応を求めるのが法務大臣の当然の職責であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - カ 選挙買収事件における被買収側の未処分の地方議員が関わったまま補欠選挙が行われた場合、損なわれた選挙の公正を再び損なうことになるという民主主義の基盤が脅かされているような事案であることを踏まえた、同条の法務大臣の指揮権についての法務大臣の見解
- (4) 両法案
 - ア 両法案の立法までに時間を要した理由
 - イ 不動産登記法の一部改正
 - a 登記名義人の死亡等の事実を全ての不動産登記に反映させる作業の完了予定時期
 - b 制度改正により登記名義人の死亡の事実が登記に表示されれば、その情報が不動産のある市町村に伝わり固定資産税の死亡者課税の問題が解消されることになるのか否かについての総務省の見解
 - c 登記名義人の死亡の事実が登記に表示されれば、その情報が市町村に伝達されることの確認
 - d 登記名義人が死亡した場合のその情報のやり取りについての総務省の見解
 - e 上記cについては協議中なのか否かの確認
 - f 登記名義人が死亡した場合のその情報のやり取りの体制についての法務省の見解
 - g 相続登記の申請を義務化する前提として、死亡した登記名義人の法定相続人の範囲を誰もが容易に知り得る仕組みを構築する必要性
 - h 令和元年の戸籍法の改正で設けられた戸籍証明書の広域交付制度について、法定相続人を知るために必要な範囲でその請求を認めるべきであるとの考えに対する法務省の見解
 - i 法定相続情報証明制度の普及促進を図る上でも、法定相続人を知るために必要な範囲で戸籍証明書の広域交付請求を認めるべきであるとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 民法の一部改正
 - a 所有者不明土地・建物の管理人による対象不動産の売却について、裁判所が売却の許否を判断するに当たっての具体的な考慮事情
 - b 所有者不明土地・建物が悪質業者に売却された場合に、当該土地又は建物の借地借家人等の利害関係人が異議申立てできる仕組みの有無

- c 上記bの仕組みが設けられていない理由
- d 所有者不明土地・建物をなるべく国庫に帰属させないよう所有者不明土地・建物の管理人に売却を強いるような運用を避けるため、制度導入に当たり法務大臣の所見を示すべきとの考えに対する法務大臣の見解

寺田学君（立民）

- (1) 土地の所有者がその土地を放置してしまう理由
- (2) 相続登記の申請の義務化
 - ア 相続登記の申請の義務化に係る過料の制裁を行う主体や過料が科されるまでの期間などの具体的な手続
 - イ 相続登記をする際にかかる平均的な費用
 - ウ この過料の制裁に相続登記を促す効果があるか検討すべきとの考えに対する法務省の見解
 - エ 相続登記の申請を義務化するに当たり、相続登記をしなければならない立場の当事者から話を聞いたことがあるか否かの確認
- (3) 相続土地国庫帰属法案
 - ア 本法案の対象不動産から、建物を除外し、土地だけにしてしている理由
 - イ 相続土地国庫帰属制度を実効的なものにするためには経済的なインセンティブが必要との考えに対する法務省の見解
 - ウ 国庫に帰属した土地の適切な利活用についての財務省の認識

屋良朝博君（立民）

- (1) 養育費不払い
 - ア 日米地位協定における刑事事件の被害者に対する損害賠償の一時立替制度と同様に、養育費についても立替払をする制度を検討する必要性についての外務大臣政務官の見解
 - イ 給与の差押えを可能とするドイツのボン補足協定を参考に、米軍構成員等に対する養育費の支払確保の制度を検討する必要性についての外務大臣政務官の見解
 - ウ 令和2年3月5日の参議院予算委員会での、ハーグ国際扶養条約について総合的に検討していきたい旨の外務大臣の答弁を踏まえ、この1年の間に行った協議の状況
 - エ 外務省及び法務省におけるハーグ国際扶養条約の検討を行うそれぞれの担当部署
 - オ 法制審議会家族法制部会でハーグ国際扶養条約を念頭に議論する必要があるとの考えに対する法務大臣及び法務大臣政務官の見解
- (2) 民法の一部改正
 - ア 戦禍により不動産を所有する一家の全員が死亡している場合に利用できる財産管理制度
 - イ 所有者に関する戸籍等の資料が全て消失している場合でも新設される財産管理制度による対応が可能であることの確認
 - ウ 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に基づき地方自治体が管理している土地が所有者不明土地管理の制度の対象となること及び当該地方自治体が利害関係人になり得ることの確認
 - エ 沖縄における所有者不明土地の解消の道が開かれたことに対する法務大臣の見解
 - オ 所有者不明建物管理制度の利害関係人に地域の自治会長や公民館長が含まれることの確認
 - カ 所有者不明土地管理命令の対象土地について売却が可能であることの確認

山花郁夫君（立民）

- (1) LGBTへの無意識の差別に対し、事務方ではなく政務である内閣が一元的に対策を講じていく必

要性についての法務大臣の見解

(2) 我が国に在留する外国人の身分関係の公証

ア 外国人の身分に関する届出書の保存期間

イ 外国人登録法廃止前は、同法に基づく証明書を外国人の身分関係の疎明資料として使用していたことの確認

ウ 外国人登録原票に記載できた事項のうち、外国人住民票では記載されなくなった事項

エ 閉鎖されている外国人登録原票の開示請求の件数

オ 平成 25 年 10 月に出された外国人集住都市会議の「在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度の改正等に関する提言書」

a 同提言書の認識の有無

b 同提言書の「外国人登録原票が法務省の保有となったことから、親族関係や住所履歴の確認など外国人住民が生活上必要とする情報を自治体の窓口で対応できないケースが生じている。」等の指摘への対応の有無

カ 裁判所が疎明資料として外国人登録原票の写しの提供を求めることがあることの確認

キ 被相続人名義の預金を預かる金融機関が預金の払出し申請者と預金名義人との相続関係を確認するため、外国人登録原票の写しの提供を求めることがあることの確認

ク 遺族年金等の請求に外国人登録原票の写しの提供を求めることがあることの確認

ケ 平成 31 年 4 月 12 日付けの日本司法書士会連合会の意見書における外国人住民票の備考欄に外国人住民の身分関係の異動の補充記載をすべきとの指摘に対する総務省の見解

コ 上記ケの意見書における在留外国人の身分登録台帳制度の創設を検討すべきとの指摘に対する法務省の見解

サ 在留外国人の身分関係の公証制度を検討する必要性についての法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

(1) 所有者不明土地の発生原因についての法務省の認識

(2) 平成 29 年度の地籍調査では、不動産登記簿から土地所有者の所在が判明しなかった土地を更に調査にした結果、最終的に土地所有者の所在が判明した土地が多かったことについての国土交通省の見解

(3) 令和 3 年 2 月 25 日付け全国青年司法書士協議会の会長声明における、所有者不明土地の問題は多数当事者の共有状態を解消するための合意形成の困難性にあるとの指摘に対する法務省の見解

(4) 相続登記の申請の義務化

ア 相続登記の申請が義務化されると、その義務の履行のため、法定相続分での所有権移転登記がなされる事例が増加するとの考えに対する法務省の見解

イ 実体の伴わない法定相続分での所有権移転登記が増加する可能性があることを踏まえ、相続登記の申請の義務化が遺産分割における合意形成の阻害要因となるのではないかと指摘に対する法務大臣の見解

ウ 法定相続分での所有権移転登記がなされて登記名義人となった者について、更に相続が開始された場合、遺産分割の当事者が増えてしまうことについての法務省の認識

エ 上記ウの事案において二次相続の相続人間で遺産分割協議が調わない場合、一次相続の法定相続分での共有状態が固定化してしまう可能性があることに対する法務省の見解

オ 相続登記の申請の義務化により、不動産の実体的な権利関係が複雑化することで、遺産分割協議の進行を阻害するのではないかと懸念に対する法務大臣の見解

カ 平成 31 年 2 月に取りまとめられた登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究報告書が、現在の不動産登記制度において、権利に関する登記の申請は国に対する公法上の義務とはされていないと指摘する理由

- キ 権利に関する登記について、第三者対抗要件を備えるものであるとしている民法にその例外規定を設けるのではなく、不動産登記法で相続登記の申請を義務付けることとした理由
- ク 上記カの報告書において、相続による物権変動についての登記をその効力要件にするなど相続登記の位置付けの見直しの検討結果
- ケ 手続法である不動産登記法において、相続に限定して登記の申請義務を課すことは民法の原則に反するとの考えに対する法務大臣の見解
- コ 上記カの報告書が指摘する、相続登記に申請義務を課す場合の根拠
- サ 上記カの報告書で相続登記に申請義務を課す根拠として挙げられた、土地所有者の責務、相続登記の特質及び公共事業の円滑な実施等への政策的な対策のうち、法務省が立脚する根拠
- シ 土地基本法で土地所有者の責務が明記されたことを踏まえ、今後、相続以外の原因による所有権移転登記の申請が義務化される可能性についての法務省の見解
- ス 不動産登記法第3条が規定する登記をすることができる権利の種類
- セ 相続土地国庫帰属法案第2条第3項第2号で、担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地については、国庫帰属の承認申請の対象にならないとされている理由
- ソ 相続登記の申請の義務化の根拠及び登記の法的性質の位置付けについての法務省の見解
- (5) 相続土地国庫帰属法案
 - ア 相続土地の国庫帰属制度において、他機関との間で情報が共有されることにより、生活保護の受給要件を判断する場面でその情報が利用されるおそれについての法務省の見解
 - イ 令和3年3月19日の当委員会での、土地政策である相続土地の国庫帰属制度と生活保護などの社会福祉との接点という問題については今後の宿題という側面があるとの山野目参考人の指摘に対する具体的な解決策
 - ウ 生活困窮者が制度を利用するに当たり、土地管理費相当額の負担金を一律適用することになる本法案の建付けで十分な対応ができるのかよく分からない側面があるとの3月19日の当委員会での山野目参考人の懸念に対する法務大臣の見解
 - エ 法務省におけるランドバンクに係る研究の有無
 - オ 日本のランドバンクとアメリカのランドバンクの相違点についての法務省の認識
 - カ 本法案において、土地の帰属先を市町村ではなく国庫とした理由
- (6) 両法案が提出されるに当たり、法務局の人員体制を拡充する必要性についての法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 相続土地国庫帰属法案
 - ア 同法案第1条
 - a 土地所有者を確知するために相当な努力を払ったと評価されるために必要な要件は、民事訴訟法第110条の公示送達と同じ程度の要件であることの確認
 - b 海外に居住する土地所有者の所在を知るために相当な努力を払ったと評価されるために必要な努力の程度
 - c 所在が不明であるとされたことについて帰責性のない土地所有者や共有者が土地所有権や共有持分を失った場合における救済手段を設ける必要性
 - d 上記cのような場合に帰責性のない土地所有者や共有者を救済するため、同法案第13条のような承認申請の取消し規定を設けても、取引の安全を害することにはならないとの考えに対する法務省の見解
 - e 上記cのような場合の土地所有者等を救済できるよう同法案第13条第1項の「偽りその他不正の手段により」という文言の見直しを検討する必要性
 - f 民事訴訟法第110条の公示送達における救済手段の有無
 - イ 同法案第2条第3項第5号

- a 「境界が明らかでない土地」が「争いがある土地」に該当するか否かについての法務省の見解
- b 「境界が明らかでない」だけで「争いのある土地」としているのか否かについての法務省の見解
- c 相続放棄によって境界が明らかでない土地が国庫に帰属することとなった場合における政府の対応状況
- d 相続放棄の場合は境界が明らかでなくても国庫に帰属されて財務省が適切に管理するにもかかわらず、相続土地国庫帰属の承認申請の場合の要件を厳しくすることの是非についての法務省の見解
- ウ 同法案第3条
 - a 相続土地国庫帰属の承認申請書等の提出窓口
 - b 電子申請による承認申請の検討状況
- エ 農用地や森林における樹木が同法案第5条第1項第2号の「樹木」に該当し、国庫帰属の承認の対象外となるのか否かについての法務省の見解
- オ 同法案第6条
 - a 同条第1項の「その職員」の定義
 - b 農地法第49条第1項の規定による農林水産省職員の調査を妨害すると相続土地国庫帰属法案の罰則の対象となるのに対し、法務省職員の事実の調査を妨害しても罰則の対象とならない理由
 - c 国庫に帰属した後の農地法による職員の調査を妨げると罰則を科せられるのに、法務省職員の承認申請に係る審査のための事実の調査を妨げても罰則が科せられない理由
 - d 事実の調査を行おうとする法務省職員に対して有形力の行使を行った場合に公務執行妨害罪が成立する可能性
 - e 法務省職員を他人の土地に立ち入らせるときには、占有者への通知ではなく、その承諾を得ることを要件とする必要性についての法務省の見解
- カ 同法案第8条における法務大臣が農林水産大臣の意見を聴く時期については、承認に当たっての判断をしてもらうため、土地所有権の国庫帰属の承認をするときではなく、それよりも前の段階にすべきとの考えに対する法務省の見解
- キ 同法案第10条
 - a 承認申請の対象の土地が共有地である場合の共有者間における負担金の分担割合
 - b 相続人が複数存在する場合において、相続した者と相続放棄した者に分かれたとき、相続した者に負担金が集中することとなることの是非についての法務省の見解
 - c 負担金の額を事前に明らかにすることについての検討状況
- (2) 民法等の一部改正
 - ア 民法第209条第1項ただし書の「隣人」を「居住者」に改正した趣旨
 - イ 居住者が不在であることが明らかである場合における隣地への立入りの承諾の要否
 - ウ 同項の改正について、現行規定の解釈を変更したとの理解でよいのかの確認
 - エ 同項の「隣人」の趣旨
 - オ 改正後の民法第209条第3項の「あらかじめ通知することが困難なとき」の趣旨